

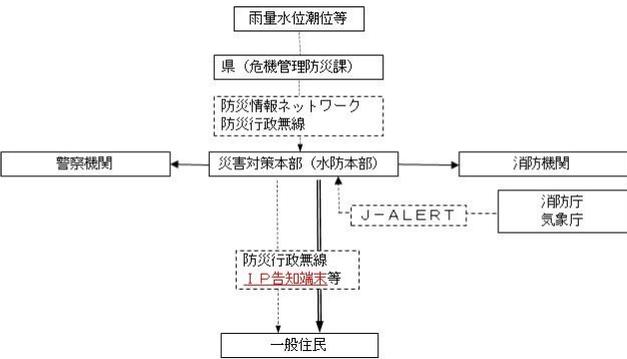
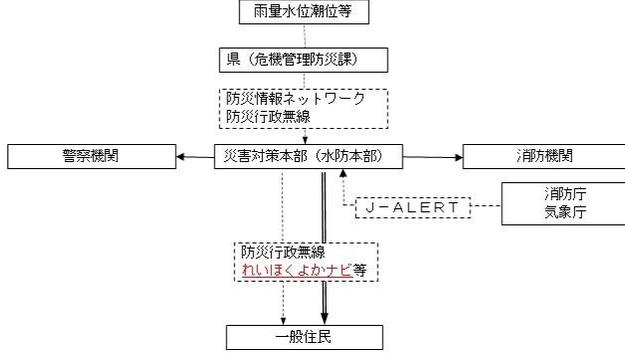
苓北町水防計画書

新旧対照表

修正前	修正後	修正理由等	頁
第1章 総則	第1章 総則		
<p>第1節 計画の目的 この計画は水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）の趣旨に基づき、苓北町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために、必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ）、高潮又は津波による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p> <p>第2節 1. 2. 指定水防管理団体 <u>（新規）</u> 水防上公共の安全に重大な関係のある<u>水防管理団体として</u>知事が指定したものをいう（法第4条）。 （略）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>5.</u> <u>（新規）</u></p>	<p>第1節 計画の目的 この計画は水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）<u>第7条第1項の規定</u>に基づき、苓北町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ）、高潮又は津波による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p> <p>第2節 1. 2. 指定水防管理団体 <u>水防管理団体のうち</u>、水防上公共の安全に重大な関係のある<u>ものについて</u>、知事が指定したものをいう（法第4条）。 （略）</p> <p><u>5. 消防機関の長</u> <u>消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）</u></p> <p><u>6. 水防団</u> <u>法第6条に規定する水防団をいう。</u></p> <p><u>7. 洪水予報河川</u> <u>国土交通大臣が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川。国土交通大臣は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。</u></p> <p><u>8. 水防警報</u> <u>国土交通大臣又は県知事が、洪水、高潮又は津波により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川等について、洪水、高潮又は津波によって災害が</u></p>	<p>条項の追加</p> <p>熊本県水防計画書に準じ修正</p> <p>5. ～18. 熊本県水防計画書に準じ追加、修正</p>	<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>

修正前	修正後	修正理由等	頁
<p>6.</p> <p>7.</p> <p>8. 避難判断水位 市町村長の<u>避難準備・高齢者等避難開始発表</u>の目安となる水位であり、住民へ氾濫に関する注意喚起を促す情報発信の目安となる水位。</p> <p>9. 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。 市町村長の避難<u>勧告等</u>の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。 <u>(新規)</u></p>	<p><u>起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第8項、法第16条)。</u></p> <p>9. 水位周知河川 <u>国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上従来又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川。国土交通大臣は又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第13条)。</u></p> <p>10. 水位到達情報 <u>水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、または氾濫発生情報のことをいう。</u></p> <p>11. 水防団待機水位(通報水位) <u>水防のため、氾濫注意水位に達する前に観測、通報を開始するよう指定された水位をいう(法第12条第1項に規定される通報水位)。</u></p> <p>12.</p> <p>13. 避難判断水位 市町村長の<u>(削除)</u>高齢者等避難<u>発令</u>の目安となる水位であり、住民へ氾濫に関する注意喚起を促す情報発信の目安となる水位。</p> <p>14. 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。 市町村長の避難<u>指示</u>の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。</p> <p>15. 洪水特別警戒水位 <u>法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。</u> <u>氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到</u></p>		2

修正前	修正後	修正理由等	頁
<p>警戒、水防工法作業、水門等の操作、避難等について行うものとするが、適宜選択して重要な事項について重点的に実施する。また、水防管理団体が主催する水防研修や地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。<u>なお、地域住民の水防意識の高揚に資するよう考慮するものとする。</u> (略)</p>	<p>警戒、水防工法作業、水門等の操作、避難等について行うものとするが、適宜選択して重要な事項について重点的に実施する。また、水防管理団体が主催する水防研修や地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとし、<u>併せて</u>地域住民の水防意識の高揚に資するよう考慮するものとする。 (略)</p>	<p>字句修正</p>	<p>5</p>
<p>第4章 気象予報・観測・通信連絡</p>	<p>第4章 気象予報・観測・通信連絡</p>		
<p>第1節 1. <u>注意報</u> <u>県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために行う予報をいう。</u></p>	<p>第1節 1. <u>気象台が発表又は伝達する注意報及び警報</u> <u>水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</u> <u>水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。</u></p>	<p>警報の内容を追加</p>	<p>7</p>

修正前	修正後	修正理由等	頁																														
<p><u>2.</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第3節 水防情報等の連絡系統</p> 	<p><u>(削除)</u></p> <table border="1" data-bbox="965 343 1590 965"> <thead> <tr> <th>水防活動の利用に適合する注意報・警報</th> <th>一般の利用に適合する注意報・警報</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防活動用 気象注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防活動用 気象警報</td> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 洪水警報</td> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防活動用 高潮注意報</td> <td>高潮注意報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき</td> </tr> <tr> <td>水防活動用 津波注意報</td> <td>津波注意報</td> <td>津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水防活動用 津波警報</td> <td>津波警報</td> <td>津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td>津波特別警報</td> <td>津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき(なお、「大津波警報」の名称で発表する)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 水防情報等の連絡系統</p> 	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予想したとき	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき	水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき(なお、「大津波警報」の名称で発表する)	<p>1.に警報を追加したため削除</p> <p>熊本県水防計画書に準じ追加</p> <p>時点修正</p>	<p>7</p> <p>8</p>
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準																															
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき																															
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																															
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予想したとき																															
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき																															
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																															
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき																															
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき																															
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき																															
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																															
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき(なお、「大津波警報」の名称で発表する)																															

修正前	修正後	修正理由等	頁												
第5章 <u>(新規)</u>	第5章 <u>洪水予報・水位到達情報・水防警報</u>	章追加	9												
<u>(新規)</u>	<p>第1節 <u>水位周知河川における洪水予報</u> <u>知事が行う水位到達情報等</u> <u>水防管理団体は、熊本県知事が指定した水位周知河川について、水位到達情報の通知を受けたときは、必要に応じて直ちに関係水防機関等へ通知するとともに、一般住民に周知するものとする。</u> <u>なお、通知する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおり。</u></p> <table border="1" data-bbox="938 587 1657 879"> <thead> <tr> <th data-bbox="938 587 1220 632">種類</th> <th data-bbox="1220 587 1657 632">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="938 632 1220 676"><u>氾濫注意情報</u> <u>(警戒レベル2相当情報 [洪水])</u></td> <td data-bbox="1220 632 1657 676">基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（警戒レベル2相当水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="938 676 1220 721"><u>氾濫警戒情報</u> <u>(警戒レベル3相当情報 [洪水])</u></td> <td data-bbox="1220 676 1657 721">基準地点の水位が避難判断水位（警戒レベル3相当水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="938 721 1220 766"><u>氾濫危険情報</u> <u>(警戒レベル4相当情報 [洪水])</u></td> <td data-bbox="1220 721 1657 766">基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル4相当水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="938 766 1220 810"><u>氾濫発生情報</u> <u>(警戒レベル5相当情報 [洪水])</u></td> <td data-bbox="1220 766 1657 810">氾濫が発生したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="938 810 1220 879"><u>氾濫注意情報解除</u></td> <td data-bbox="1220 810 1657 879">氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	<u>氾濫注意情報</u> <u>(警戒レベル2相当情報 [洪水])</u>	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（警戒レベル2相当水位）に到達したとき	<u>氾濫警戒情報</u> <u>(警戒レベル3相当情報 [洪水])</u>	基準地点の水位が避難判断水位（警戒レベル3相当水位）に到達したとき	<u>氾濫危険情報</u> <u>(警戒レベル4相当情報 [洪水])</u>	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル4相当水位）に到達したとき	<u>氾濫発生情報</u> <u>(警戒レベル5相当情報 [洪水])</u>	氾濫が発生したとき	<u>氾濫注意情報解除</u>	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	<p>国の水防計画作成の手引きを反映</p>	9
種類	発表基準														
<u>氾濫注意情報</u> <u>(警戒レベル2相当情報 [洪水])</u>	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（警戒レベル2相当水位）に到達したとき														
<u>氾濫警戒情報</u> <u>(警戒レベル3相当情報 [洪水])</u>	基準地点の水位が避難判断水位（警戒レベル3相当水位）に到達したとき														
<u>氾濫危険情報</u> <u>(警戒レベル4相当情報 [洪水])</u>	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル4相当水位）に到達したとき														
<u>氾濫発生情報</u> <u>(警戒レベル5相当情報 [洪水])</u>	氾濫が発生したとき														
<u>氾濫注意情報解除</u>	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき														

修正前	修正後	修正理由等	頁																					
	<p>第2節 水防警報 知事が行う水防警報 <u>水防管理団体は、法第16条に基づき知事が指定した河川について、水防警報をしたときは、必要に応じて直ちに関係水防機関等へ通知、関係住民に連絡するとともに、関係水防機関を待機させ、又は、必要に応じて、出動、その他の措置をとらせるものとする。</u> <u>なお、水防警報の種類、内容及び発表基準については、次のとおり。</u></p> <table border="1" data-bbox="929 574 1624 1348"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。</td> <td>気象予・警報等及び河川状況等により必要と認めるとき</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</td> <td>雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>氾濫注意情報等により、又は、水位、流量、その他の河川状況により、<u>氾濫注意水位（警戒水位）</u>を超えるおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>警戒</td> <td>洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備（高齢者等においては避難の開始）をさせる必要がある旨を警告するもの。出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。</td> <td>洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、<u>氾濫危険水位</u>に達するおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>嚴重警戒</td> <td>洪水により、堤防の決壊など重大な災害発生の恐れがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。</td> <td>洪水警報等により、又は、<u>氾濫危険水位</u>に達し、更に上昇し、<u>氾濫</u>するおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</td> <td><u>氾濫注意水位（警戒水位）</u>以下に下降したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	発表基準	待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により必要と認めるとき	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量、その他の河川状況により、 <u>氾濫注意水位（警戒水位）</u> を超えるおそれがあるとき	警戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備（高齢者等においては避難の開始）をさせる必要がある旨を警告するもの。出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、 <u>氾濫危険水位</u> に達するおそれがあるとき	嚴重警戒	洪水により、堤防の決壊など重大な災害発生の恐れがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、 <u>氾濫危険水位</u> に達し、更に上昇し、 <u>氾濫</u> するおそれがあるとき	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	<u>氾濫注意水位（警戒水位）</u> 以下に下降したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	<p>熊本県水防計画書に準じ追加</p>	<p>9</p> <p>10</p>
種類	内容	発表基準																						
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により必要と認めるとき																						
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき																						
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量、その他の河川状況により、 <u>氾濫注意水位（警戒水位）</u> を超えるおそれがあるとき																						
警戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備（高齢者等においては避難の開始）をさせる必要がある旨を警告するもの。出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、 <u>氾濫危険水位</u> に達するおそれがあるとき																						
嚴重警戒	洪水により、堤防の決壊など重大な災害発生の恐れがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、 <u>氾濫危険水位</u> に達し、更に上昇し、 <u>氾濫</u> するおそれがあるとき																						
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	<u>氾濫注意水位（警戒水位）</u> 以下に下降したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき																						

修正前	修正後	修正理由等	頁																					
	<p>※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じ次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="929 308 1624 499"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒</td> <td colspan="2">地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、水防団待機水位、氾濫注意水位等にとられず、現地状況により判断し、水防警報を発表する。</td> </tr> <tr> <td>厳重警戒</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	発表基準	待機			準備			出動			警戒	地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、水防団待機水位、氾濫注意水位等にとられず、現地状況により判断し、水防警報を発表する。		厳重警戒			解除				
種類	内容	発表基準																						
待機																								
準備																								
出動																								
警戒	地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、水防団待機水位、氾濫注意水位等にとられず、現地状況により判断し、水防警報を発表する。																							
厳重警戒																								
解除																								
第5章 水防活動	第6章 水防活動																							
<p><u>1. 水防活動の順序</u> 水防管理団体は、<u>気象注意報・警報その他雨量水位等各種情報を防災情報ネットワーク等により受ける。また、その情報の内容</u>に応じて、以下により水防活動を行う。なお、水防管理者の出動命令については、水防に従事する者の安全に十分配慮したうえで（新規）行うものとする。</p> <p><u>（新規）</u> (1) 第1段階：待機 気象警報等を受けた場合又は<u>洪水危険を察知した場合</u>は、土木管理課に堤防の警戒等にあたらせる。</p> <p>(2) 第2段階：準備 雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるときは、土木管理課及び管轄の消防団を招集し、水防資機材を整備し出動準備を整える。</p> <p>(3) 第3段階：出動 氾濫注意水位（警戒水位）を<u>超えるおそれがあるとき</u>は、土木管理課及び管轄の消防団で水防活動をおこなう。</p>	<p><u>（削除）</u> 水防管理団体は、<u>状況</u>に応じて、以下により水防活動を行う。なお、水防管理者の出動命令については、水防に従事する者の安全に十分配慮したうえで<u>適切</u>に行わせるものとする。</p> <p><u>1. 水防活動の順序</u> (1) 第1段階：待機 気象警報等を受けた場合又は<u>氾濫注意水位（警戒水位）に達すると思われる</u>場合は、土木管理課に堤防の警戒等にあたらせる。</p> <p>(2) 第2段階：準備 雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるときは、土木管理課及び管轄の消防団を招集し、水防資機材を整備し出動準備を整える。</p> <p>(3) 第3段階：出動 氾濫注意水位（警戒水位）を<u>突破し、なお水位の上昇があり、かつ気象情報、水防情報（雨量・水位）を十分監視して、警戒の必要が予想される場合</u>は、土木管理課及び管轄の消防団で水防活動をおこなう。</p>	<p>字句削除 熊本県水防計画書に準じ修正</p> <p>熊本県水防計画書に準じ修正</p> <p>(1)～(3)熊本県水防計画書に準じ修正</p>	<p>11</p> <p>11</p> <p>11</p>																					

修正前	修正後	修正理由等	頁
<p>(4) 第4段階：警戒 洪水警報等により、避難判断水位に達し、<u>更に上昇し</u>、氾濫危険水位に達するおそれがある<u>ときは</u>、避難準備（高齢者等においては避難の開始）を住民に周知する。</p> <p>(5) 第5段階：嚴重警戒 洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し、<u>更に上昇し</u>、氾濫するおそれがある<u>ときは</u>、避難の指示及び避難誘導等を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(4) 第4段階：警戒 洪水警報等により、避難判断水位に達し、<u>なお水位の上昇があり</u>、氾濫危険水位に達するおそれがある<u>場合は</u>、避難準備（高齢者等においては避難の開始）を住民に周知する。</p> <p>(5) 第5段階：嚴重警戒 洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し、<u>なお水位の上昇があり</u>、氾濫するおそれがある<u>場合は</u>、避難指示及び避難誘導等を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	(4)～(5)字句修正	11
第6章～第8章	第7章～第9章		
第9章 水防標識及び信号	第10章 水防標識及び信号		
<p><u>(新規)</u> <u>(1)～(2)</u></p>	<p><u>第1節 水防標識</u> <u>1.～2.</u></p>	節の追加	16
<p><u>(新規)</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p><u>第2節 水防信号</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	節の追加	16